

いわき市立総合磐城共立病院における経営改善コンサルティング業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

いわき市立総合磐城共立病院（以下、本院）は、平成 26 年度に策定した「いわき市病院事業中期経営計画」に基づき、現在、各種経営改善に取り組んでいるが、市立病院として、将来にわたり市民の期待に応え、地域の中核病院として、良質で安定した医療を提供していくためには、地域医療構想の策定など医療環境の変化等を見据えながら、引き続き経営改善に積極的に取り組み、経営基盤の強化を図っていく必要がある。

この業務は、こうした本院の経営改善に向けた取組みを一層推進し、実効性あるものとするため、専門的な知識や実績を有する事業者にはコンサルティング業務を委託するものである。

2 業務概要

(1) 業務の名称

いわき市立総合磐城共立病院における経営改善コンサルティング業務

(2) 業務内容

① 経営改善策の立案・実行支援

経営の改善に向けて、次の 4 つの事項について、調査、分析を通じて現状や課題を明確化し、具体的な改善策の立案や実行支援を行うものとする。

- (ア) 収入の増加に関すること
- (イ) 支出の節減に関すること
- (ウ) 地域との連携強化に関すること
- (エ) その他の経営改善に関すること

② 実施結果報告書の作成

上記の経営改善策の実施結果について、「いわき市立総合磐城共立病院における経営改善コンサルティング業務に関する実施結果報告書」を作成する。

(3) 業務の期間

契約締結の日から平成 28 年 3 月 31 日まで

(4) 成果物

① 提出物

「いわき市立総合磐城共立病院における経営改善コンサルティング業務に関する実施結果報告書」

② 提出物の規格及び部数

- (ア) 紙媒体 10 部
- (イ) 電子媒体 1 部

(5) 提案上限額

7, 560, 000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

※ 上限を超えた提案は受理しない。

3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 過去5年間に、医療機関の経営改善コンサルティング業務を元請として受託したことがあること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの間に、いわき市病院事業建設工事等及び物品購入等に係る指名競争入札参加者の指名等の基準に関する要領（平成19年3月30日制定）に基づく入札参加者選定基準による指名排除措置を受けていない者及び指名停止基準による指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) いわき市病院事業契約等に係る暴力団等の排除に関する要領（平成27年3月31日制定）第4条第2項に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。
- (6) 公租公課に未納がないこと。

4 事業者選定のスケジュール

内 容	日 程
公募・実施要領等の配布の開始	8月10日（月）
質問の受付期間	8月25日（火）午後5時まで
参加申込書提出締切	8月25日（火）午後5時まで
企画提案書の提出締切	9月1日（火）午後5時まで
審査（プレゼンテーション）	9月4日（金）【予定】
契約候補者の特定	審査会終了後
契約締結	9月上旬【予定】

※ 審査日程については、本院の都合により変更する場合がある。

5 実施要領等の入手方法

- (1) 配布日時
平成27年8月10日（月）から8月25日（火）
- (2) 配布方法
実施要領等は、いわき市立総合磐城共立病院ホームページ（トップページ、「お知らせ」 「経営改善コンサルティング業務に係る公募型プロポーザルの実施について」）からのダウンロードを通じて、次のとおり配布するほか、下記「13 担当課」において配布する。
 - ① 公募型プロポーザル実施要領（各種様式あり）
 - ② 委託仕様書

6 提出書類

(1) 提出書類一覧

本プロポーザルに参加をしようとする事業者は、

- ① 参加申込書
- ② 基礎資料
- ③ 企画提案資料

を次により準備、作成の上、提出すること。

区 分	書類名	提出部数	提出期限	留意事項
① 参加申込書	参加申込書(様式1)	正本1部	平成27年8月25日	※ア
② 基礎資料	定款	正本1部	平成27年9月1日	
	登記事項証明書(最新決算年度の確定申告の法人税、法人事業税の納税証明書の写し。本社所在の官公庁で発行する納税証明書の写し。)	正本1部	平成27年9月1日	
	営業証明書(直前1年分の財務諸表:貸借対照表、損益計算書)	正本1部	平成27年9月1日	
	会社概要(様式2)	正本1部	平成27年9月1日	※イ
	同種の実施業務に関する実績表(様式3)	正本1部	平成27年9月1日	※ウ
③ 企画提案資料	企画提案書	正本1部 副本9部	平成27年9月1日	※エ
	経費積算書(様式4)	正本1部 副本9部	平成27年9月1日	※オ
	見積書(様式5)	正本1部	平成27年9月1日	※カ

(2) 書類作成の留意事項

ア 参加申込書

「様式1」は、必要事項を記載し、押印すること。

イ 会社概要

「様式2」は、必要事項を記載すること。押印は不要。

ウ 同種の実施業務に関する実績表

「様式3」は、過去5年間に元請として実施した医療機関の経営改善コンサルティングの業務に関する実績について、必要事項を記載すること。

エ 企画提案書

(ア) 企画提案書の様式は、任意とするが、「いわき市立総合磐城共立病院における経営改善コンサルティング業務委託仕様書」を踏まえつつ、本院を取り巻く医療環境の変化や経営改善策等に関して、次の区分の順に従い回答を作成する形で、考え方や提案を記載すること。

		区 分	記載事項・注意点	
企 画 提 案 書	1	本院を取り巻く医療環境の変化について	本院を取り巻く医療環境の変化等について、現状や課題をどのように捉えているか、また、今後の対応すべき方向性も含め記載してください。	
	2	本院の経営改善策について	本院の現状と課題、解決に向けた改善策などについて、次の4つの事項に分けて記載してください。	
			① 収入の増加について	本院の経営改善に向けて、現状や課題をどのように捉えているか、また、その解決に向けて、どのような改善策や支援策を実施するのか、それぞれ記載してください。
			② 支出の節減について	
			③ 地域連携について	
	④ その他の経営改善について			
3	経営改善策の実施スケジュール	経営改善策の実施スケジュールは、どのようなものか。また、スケジュールの効率性・実効性を確保する方策について記載してください。		
4	実施体制	今回のコンサルティング業務を実施するための人員・体制について記載してください。具体的な作業分担、来院頻度等を記載してください。		
5	その他	その他、今回の業務を行うにあたり有用な提案があれば、記載してください。(特になければ省略しても差し支えありません。)		

(イ) 用紙は、原則A4版両面使用とすること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。

(ウ) ページ番号は、表紙及び目次を除き、通し番号とし、各ページの下部に印字すること。

(エ) 審査の公正を期すため、企画提案書の副本9部には、会社名・住所・ロゴマークなど、提案者を特定できる表示を付してはならない。

(オ) 記載内容については、文書または図等で簡潔、明瞭に表現すること（専門用語を多用せず、平易な表現とする）。また、文字は注記等を除き、原則として11ポイント程度以上の大きさとする。

オ 経費積算書

「様式4」は、本業務に要する経費について、仕様書による各業務及び提案内容に基づき、適正に積算すること。なお、積算にあたっては、提案項目ごとの直接経費、提案項目に共通して生じる経費及び消費税等を記載し、各積算項目の内訳についても記載すること。

カ 見積書

「様式5」は、本業務に要する全ての経費を見積もった上で記載すること。(必ず押印すること)。

なお、見積金額は、「様式4」の消費税及び地方消費税込みの合計金額と一致すること。

7 質問の受付及び回答

実施要領等に関する質問は、質問票(様式6)により次の内容で受付けする。

(1) 受付期間

平成27年8月10日(月)から8月25日(火)午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

「13 担当課」に持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出すること。

なお、郵送により提出する場合には、受取日及び配達されたことが証明できる方法とすること。また、FAX又は電子メールにより提出する場合には、件名を「いわき市立総合磐城共立病院における経営改善コンサルティング業務に関する質問」とし、送信後、担当課へ電話により着信の確認を行うこと。

(3) 回答方法

質問の内容及び質問に対する回答は、いわき市立総合磐城共立病院ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答は、この要領の追加又は修正とみなす。

(4) その他

受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答しない。また、質問の内容により、本プロポーザル方式による業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。

8 参加申込書等の提出

提案者は、次により参加申込書等を提出すること。

なお、提案は、各者1案とし、参加資格を確認し、資格を有する提案者の提案のみ審査を行う(提出された書類に虚偽の記載が判明した場合や記載すべき事項の全部又は一部(軽微なものを除く)が記載されていない場合には、その旨、当該提案者に通知し、その提案の審査は行わない)。

(1) 参加申込書提出期限

平成27年8月25日(火)午後5時まで(必着)

(2) 基礎資料・企画提案資料提出期限

平成27年9月1日(火)午後5時まで(必着)

(3) 提出方法

持参または郵送とする。

※ 郵送等の場合は、受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとする。

(4) 提出先

「13 担当課」に提出すること。

(5) 提出書類・提出部数

前記6-(1)のとおり

(6) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

① 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）または第95条（錯誤）に該当する提案

② 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

③ その他、プロポーザルに関する条件に違反した提案

(7) 辞退

参加申込書等を提出した後に、提案を辞退する場合は、参加申込辞退書（様式7）を提出すること。なお、参加申込書等の提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、同様式を提出するものとする。

(8) その他

提出された書類は、再提出の場合を除き、返却しない。なお、書類の再提出は、平成27年9月1日（火）午後5時までに限り認める。

9 契約候補者の選定方法等

(1) 審査方法

各提案者から提出された企画提案書等をもとに、提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、総合的な評価が最も高い提案者を「最優秀提案者（契約候補者）」として選定し、次いで評価の高い提案者を「優秀提案者」として選定する。

なお、提案者が1者の場合であっても当該審査は実施し、審査基準における最低基準点（評価配点の上限点（満点）に審査員数を乗じた評価配点合計の6割）以上の評価点を得た場合は、その提案者を契約候補者として選定する。

(2) 審査の観点

審査は、企画提案書等の内容に基づき、概ね次の観点で行う。

① 基礎要件	過去の類似業務の実績、信頼性など
② 企画提案の内容	本院の経営状況の理解度、現状や課題認識に関する的確性、支援策や改善策の的確性、本院への適合性・有効性、スケジュールの現実性、実施体制の充実度、積極性や独自性、価格の妥当性・適正性など

(3) プレゼンテーションの開催方法

① 開催予定日

平成 27 年 9 月 4 日（金）

② 場所

総合磐城共立病院内

※ 開催日時及び場所については、詳細が定まり次第、本プレゼンテーション参加者に通知する。

③ 審査体制

審査は、本院職員により構成する「いわき市立総合磐城共立病院における経営改善コンサルティング業務 委託事業者選定審査会」が行う。

④ プレゼンテーションへの出席者

本業務を担当する予定の総括責任者又は主任担当者が必ず出席し、プレゼンテーションに関する全体の進行を行うこと。また、出席人数は 3 名以内とする。

⑤ 実施方法

ア) プレゼンテーションは、提案書の説明、表現を補足する追加説明とし、その後、審査会の委員によるヒアリングを実施する。

イ) 実施時間は、1 者につき 60 分程度とし、説明時間を 30 分、ヒアリング（質疑応答）は 30 分程度を目途に実施する。

ウ) 説明に際して用いることができる資料は、企画提案書等提出した資料のみを用いることとし、プロジェクター、スクリーン等は、一切使用しないこととする。

10 審査結果の通知

審査結果は、本プレゼンテーション参加者全てに書面にて通知するとともに、最優秀提案者は、いわき市立総合磐城共立病院ホームページにて公表する。なお、電話等による問い合わせには、応じない。

11 契約の締結

(1) 本院が選定した最優秀提案者（契約候補者）と提出された企画提案書の記載事項を踏まえた協議を行い、協議が整った場合に、いわき市病院事業管理者が別途定めた予定価格の範囲内で、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号の規定に基づく随意契約により、本業務の委託契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書の内容等について一部変更する場合がある。また、最優秀提案者（契約候補者）と協議が整わない場合にあっては、前記 9-(1)の優秀提案者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。

(2) 最優秀提案者及び優秀提案者の決定から契約締結までの間に、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に基づくいわき市の入札参加の制限を受けた場合は、契約を締結しないこととする。

(3) 契約書は、2 通作成し、当院及び受託者の双方が各 1 通を保有する。契約金額は、消費税及び地方消費税を内書で記載するものとする。なお、契約書の作成に要する費用は、全て受託者の負担とし、契約変更についても同様とする。

12 留意事項

- (1) 本プロポーザルに関し提出された書類は、契約候補者の選定以外の目的には無断で使用しない。
- (2) 本プロポーザルに関し、本院から受領又は閲覧した資料等は、本院の了解なく公表または使用してはならない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、各提案者が負う。
- (4) 本プロポーザルに係る一切の費用は、全て各提案者の負担とする。

13 担当課（書類提出先・問い合わせ先）

〒973-8555 福島県いわき市内郷御厩町久世原 16 番地

いわき市立総合磐城共立病院 事務局 経営企画課

電 話：0246-26-2134（直通）

ファクス：0246-26-2404

電子メール：kyoritsu-h-keieikikaku@city.iwaki.fukushima.jp